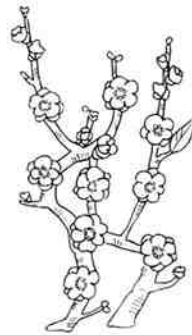


よって生まれるものです。右脳を活性化することは、それほど難しいことではありません。大事なことは、右脳のイメージ力をしつかりきたえ、神から与えられた、この素晴らしい右脳力を信じてことです。日常的に右脳を鍛え、死に至るまで青春でいたいものです。

平成一六年一月一五日記
(つだ ていぞう)



マリッジ

津田 尚廣



1 結婚しました。平成一五年七月一日、吹田市役所に婚姻届を提出

し、同月二日、ハワイのゴールデンヘッドセブンデイズチャーチにおいて、挙式を行いました。妻は典子といいます。こう書くと、事務所のことをよく知る人は、事務局の「津田典子」と勘違いされるかもしれません。事務局の「津田典子」は、私の親戚ではありませんが、妻ではありません。いずれに

2 せよ同姓同名の「津田典子」が二人存在することになり、ややこしいことの上ありません。事務局では「ツダノリ一号、二号」と区別しようという意見もありますが、そうなるかどうか一号なのでしようか。

2 オアフ島の教会における結婚式は、キリスト教の教義のもと、厳かな雰囲気で行われる予定だったのですが、神父さんが片言の日本語で話される「愛は尊いです」などの言葉に典子は笑いが堪えきれなくなり、それにつられて神父さんも笑いだし、あまり厳粛にはなりません。厳粛ではないものの、滞りなく式は執り行われ、その後写真・ビデオ撮影が行われました。カメラマンの指示により、私は典子をお姫様抱っこしたり、妙なポーズ(文書での説明が非常にむずかしい)を取らせられたりと汗だくでしたが、出来上がって写真を見ると、あくまで花嫁が主役であると痛感しました。

3 平成一五年には、阪神タイガースが念願のリーグ制覇を勝ち取りました。四〇年来の阪神ファンである私にとって、昨年は最高の年でした。九月一五日、阪神甲子園球場において、星野監督が宙を舞うのをこの目で目撃することができたのは、何にも代え難い喜びでしたし、結果は残念でしたが、日本シリーズにおいて、甲子園三連戦をライトスタンドから応援したのも、一生の思い出です。

4 仕事の面では、PFI(民間資本等の活用による公共施設等の整備)に本格的に取り組み、NPO法人シヴィルプロネット関西の關係では、ADR基本法の制定が本格化するなか、私どもの民間調停活動も、様々な問題点に直面しながら大きな前進を勝ち取りました(PFIとADRについては、また別の機会の報告できると思いますが)。



5 結婚とタイガースを一緒にする
 など妻には怒られそうですが、昨
 年はいろんなことがあった年とし
 て、一生忘れがたい一年になると
 思います。

(つだ なおひろ)



報酬規程

下浦 弘章



弁護士に相談をしたり、交渉や訴訟事件を委任した場合に、その報酬がいくらになるかは、依頼者及び弁護士双方にとっての関心事です。従来（正確に言えば二〇〇四年三月三十一日までは）、各弁護士会が「報酬規程」において報酬金額の標準を定めていました。弁護士は、事件の依頼を受けるときに、報酬規程に従って着手金・報酬金がいくらぐらいになるかを説明し、依頼者と協議のうえ、合意した金額を請求していたのです。

ところが、内閣は、二〇〇一年三月に、「規制改革推進三か年計画」を閣議決定し、その中で、弁護士を含

む業務独占資格について、「資格者間の競争の活性化の観点から、資格者団体の会則において報酬規程を設けることを廃止する。」との方針を掲げました。その目的については、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上を図るためとしています。既に、行政書士、弁理士、税理士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士については、報酬規程を会則事項からははずす内容の法律が改正・施行されています。

弁護士についても、二〇〇三年夏に弁護士法が改正され、二〇〇四年四月から報酬規程が廃止されることになりました。

では、二〇〇四年四月以降は、弁護士の報酬はどのようにして決められることになるのでしょうか。

今後は依頼者と弁護士が合意によって自由に決めることができるよう

になりました。従来の報酬規程では、金額について一定の基準が示され、標準額の下三割までは割り増し・割り引きが認められるが、それ以上は認められませんでした。また、報酬の形態についても、依頼者が受ける経済的な利益の価額に応じて着手金と報酬金を決めるか、時間制（タイムチャージ）にするかでした。今後は、金額についても自由に決められますし、形態についても、時間制と着手金・報酬金の併用や、月額・月額・年額制報酬や、完全成功報酬制など、自由に定めることができるようになります。

ただし、報酬の自由化ということが、すなわち価格競争をすることが必ずサービス内容の向上につながるという、単純な考え方については疑問があります。安かろう悪かろうということもあり得ることですし、逆に高いからといって充分な法的サービスを享受できるとも限りません。

なお、弁護士に報酬の基準を示す報酬規程は廃止されますが、日本弁護士連合会と各弁護士会は報酬に關して次のような規程を策定します。

1 報酬は適正かつ妥当であること。ただし、金額の基準は示さない。

- 2 各弁護士は、自己の報酬基準を作成し、備え置く。
 - 3 依頼しようとする者に対し、報酬見積書の作成・交付に努める。
 - 4 弁護士報酬、その他の費用についての説明をしなければならぬ。
 - 5 受任したときは、速やかに委任契約書を作成しなければならない。
 - 6 各弁護士は報酬の自己情報を開示し提供しよう努める。
- また、報酬規程が廃止された二〇〇四年四月以降も、各弁護士が依頼者と従来の報酬規程に従って、着手金・報酬を協議し、合意を得て請求することについては、通常よく見られることと思います。全く独自の報酬基準を新たに作成するのではなく、基本的には従来の報酬規程の基準を踏襲しながら、個別の事件態様に応じて、協議によって基準を修正していくという方法が通常になると思われれます。
- 日弁連では、報酬規程に代わるメニューとして、各弁護士にアンケートを行い、各事件類型毎に受任するとすればいくらの報酬で受任するかということを集計し、その結果をパンフレットにして、依頼者と弁護士の参考に供するというところを行って

います。
いずれにせよ、報酬規程が廃止されたあとも、弁護士報酬の算定方法が透明化され、報酬金額が合理化され、依頼者と弁護士の双方が納得し満足が得られる方向に進むようであればならないと思えます。

(しもうら ひろあき)



「法律徒然草」 成年後見制度

嶋田 修一



「麒麟も老いては驺馬に劣る」ということわざがある。意味は、優れた人物も年老いてしまったら、その働きや能力が凡人にも及ばないようになるというものである。悲しいかな誰もが直面する問題である。

今の日本は高齢化社会のまっただ中に入りつつある。実際、高齢者の親族と暮らされていて、現実には介護を行っている方も多いであろう。これは、私自身においても身近な問題である。私の場合、父が一人暮らしをしているが、今年で六九歳になる。まだ呆けてはいないが、決して明瞭ではない。失礼ながら、訪問販売などによってコロッと高額なクレジッ

トを組まれてもおかしくない。このような不安は、私だけではないであろう。私の父は悪徳商法に狙われるほどの資産を持っているわけではない。それでも心配に思うのだから、そうでない場合にはなおさらである。

では、自分の親族が痴呆で判断能力を失ってしまった場合、どうしたらいいであろうか。身上監護の面は別として財産管理面に限って考えてみる。

痴呆の父親が自分名義の資財を処分してしまうこともある。また、痴呆性高齢者の父の療養のために父名義の預金を解約し、費用に充てたいと思つたとしても、人格の違う子供が預金を解約することはできない。できないう意味は、たとえ痴呆であっても成人である父親の法定代理権を当然に子がもつわけではないということである。昔であれば印鑑と通帳で引き下ろしてきた預金も今

は本人確認がなされるので勝手にできない。代理権限を授与してもらおうとしても、父が痴呆のため意思表示をきちんとできない。したがって、任意代理権も認められない。結局、預金の解約という法律行為がなくなってしまう。ありそうな話である。

この場合、民法で認められた成年後見制度を利用することができる。

成年後見制度とは、判断能力が十分であるため、法律行為における意思決定が困難な者について、その生活全般に係る必要な意思決定を保護する制度である。ところで、成年後見制度は、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度がある。任意後見制度は契約で認められるものであり、話が複雑になるのでここでは省略し、法定後見制度だけで考えることにする。以下、成年後見制度とは、法定成年後見制度をいうものとして進める。

成年後見制度は、判断能力の欠如の程度に従って、補助、保佐、後見の三つの保護制度が用意されている。この順番に、本人の判断能力の欠如の度合いが大きくなっていく。平成一二年四月施行の改正民法で認めら

れた制度である。それ以前は、準禁治産と禁治産の制度があった。準禁治産に相当するのが今回の保佐であり、禁治産に相当するのが後見である。補助は新設された制度である。類型が増えて柔軟な制度運用を図ることができるようになる。改正の趣旨は、本人の意思と残存能力の尊重という点にある。判断能力が劣ってきたとしても、できるだけ本人を尊重し、頑張りせよという点に主眼がある。それまでの禁治産の制度は家産の保護という面も強かったが、今回の改正で個人の保護を徹底しようとしたのである。

この成年後見制度を利用すれば、前記の問題を解決することができる。つまり、成年後見制度を利用し、子が痴呆の父親の成年後見人になれば、その子が成年後見人として痴呆の父を代理して法律行為を行うことができる。前記の問題においても、成年後見人となった子は、父を代理して父名義の預金を解約することができる。その預金を父親の療養監護のために使うことができる。めでたしである。

しかしながら、成年後見制度も場合によっては、本人の利益を害する

ことがある。例えば、成年後見人就任した子が、父親のためと称して、痴呆の父親の預金を引き出し、自分のために費消してしまうようなケースである。このように子が自己の利益を図らんとしたり、また別のケースでは、兄弟間で相続の前哨戦があり、痴呆の父とその財産を取り込むために利用しようという場合に、成年後見制度が利用されることもある。

この場合、子を成年後見人に選任することは、トラブルを誘発するだけで、本人の保護にはならない。このような問題を避けるため、近時、特に成年後見制度を利用する場合には、家庭裁判所は、本人の保護のためには誰が成年後見人に就任することが望ましいかを詳細に検討して、弁護士などの第三者を成年後見人に選任する運用を多く行っている。

成年後見制度は年々利用が増えてきており、着々と制度として社会に浸透しつつある。しかしながら、従来の禁治産制度の改革上に存在するため、未だ十分に制度の意義が理解されていないという実情もある。禁治産制度が本人を社会から隔離する性質のものであった名残である。未だ判断能力が減退した者についての

権利擁護制度としての意義が社会に浸透しきっていないのである。解決すべき課題として指摘しておく。

誰もが何時かは老いる。冒頭述べた『麒麟も老いては驚馬に劣る』という言葉のとおり、判断能力が劣っていくことは避けられない。しかし、自分自身、痴呆にはなりたくないし、万が一なったとしても、可能な限り障害のない人と同じ生活条件で生きていきたい。そのような思いは誰もが持っているものである。

最後に、成年後見制度の話をする中で、ご両名の名前を出すのは大変失礼であると承知の上で話をさせていただきます。私が勤務する当事務所には津田禎三先生、戸根住夫先生という大先輩が現役で執務しておられる。両先生とも大変お年を召しておられる。しかしながら、両先生とも、毎日、弁護士として執務されたり勉強されたりしており、痴呆とは関係がなさそうだ。その姿を拝見するに当たり、畏敬の念を通り越す思いである。私自身、津田先生や戸根先生のように仕事や勉強をし続けることができる自信がない。ただ、あらためて思うのであるが、両先生と一緒に事務所で仕事をしていると、老いる

ことに余り不安を感じられなくなる。むしろ老いることに勇氣すら感じられる。これは私だけなのであろうか。いや同調してもらえない人は多いはずである。

これからも勇氣を持って老いることにしたい。

(しまだ しゅういち)



財産開示制度

新井 教正



1 序論

費用と時間をかけて訴訟を提起し、やっとの思いで勝訴判決を得たにもかかわらず、そもそも債務者がどのような財産を持っているか分からないため、強制執行をす

ることすらできず、よって、何らの経済的満足も得られず、結果的に判決が「絵に描いた餅」になってしまったという経験はないだろうか。あるいは、強制執行の対象となる財産の存否が不明なため、訴訟提起自体をあきらめた（やっても無駄なため）という経験はないだろうか。

私にはある。さらには、一銭も取れないよりはましという理由で、こちらが完全勝訴しているにもかかわらず、ほとんど債務者の言いか

なりというような、バカげた条件で和解した経験すらある。

原因は明白である。債務者がどのような責任財産を有しているかを調査するすが、我々にはほとんどないからである。

このような状態は絶対におかしい。国が自力救済を禁止し、民事上の問題については民事訴訟とそれに続く強制執行で解決しないさ

いと言うから、おとなしく従っているにもかかわらず、国は強制執行を実行せしめる上記のような手段を用意していないのだから。

と・こ・ろ・が、である。

平成一六年四月一日に施行の「担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」（平成一五年法律第一三

四号）において、以上述べてきたような理不尽さを幾分解消することができるとはという新制度が導入されることになった。

その名もズバリ「財産開示制度」。そこで、以下において、この「財産開示制度」のおおまかな内容について紹介したいと思う。

2 本論

「財産開示制度」とは、執行裁判

所における財産開示期日において、債務者ら開示義務者を出頭させ、宣誓のうえ、開示義務者に債務者のすべての責任財産について陳述させる制度であり、右出頭・宣誓・陳述義務が過料（三〇万円以下）の制裁により担保されている。

「財産開示制度」の具体的な要件・手続き・効果は以下のとおりである。

(1) 要件について

① 債権者の資格にかかる要件
 ア 執行力ある債権名義の正本を有する金銭債権者（民事執行法一九七条一項本文／以下、「法」という）

（ア）債権名義については法二二条で規定されているが、その内、確定判決、和解調書などは当該要件中の「債権名義」に含まれるが、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、執行証書（執行認諾文言の入った公正証書）等は除外されている。

(イ) 当該制度を利用できるのは「金銭債権者」に限られ、特定物の給付請求

権者等は含まれない。

イ 債務者の財産について一般の先取特権を有すること証する文書を提出した債権者(法一九七条二項本文)

② 強制執行不奏功又はその見込みにかかる要件

ア 六ヶ月以内に終了した強制執行等の手続において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった場合(法一九七条一項一号・二項一号)

↓債権者としては、いきなり財産開示を求めることはできず、まずは執行手続(配当要求も含む)を行ったうえ、それが功を奏さなかったことが必要(補充性の要件)。

イ 知れている財産に対する強制執行等を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明がなされた場合(法一九七条一項二号・二項二号)

↓債権者としては、知れている債務者財産の価値

を疎明するとともに、それが自己の請求債権額を満たさないことを疎明する必要がある。

③ 申立日前の三年以内に財産開示期日において当該債務者が陳述をしたものではないこと(法一九七条三項)

↓同一の債権者が申し立てた場合だけではなく、他の債権者が以前に申し立てていた場合も含む

↓なお、当該要件については例外もあるが、ここでは割愛させていただく。

(2) 開示手続について

財産開示手続は、前記(1)の資格を有する債権者が、債務者の普通裁判籍所在地を管轄する地方裁判所へ申立てを行い、右執行裁判所が財産開示手続を実施する旨の決定をすることにより開始される。

執行裁判所は財産開示期日を指定し、申立債権者及び債務者を呼び出す。財産開示期日においては、執行裁判所は出頭した開示義務者に対し、過料の制裁を告知した上で、宣誓をさせた

のち(法一九九条七項、民訴法二〇一条一項・二項)、債務者財産について陳述させることとなる。

財産開示期日においては、執行裁判所による質問(法一九九条三項)や裁判所の許可を得たうえでの申立人による質問(法一九九条四項)も可能である。

なお、財産開示期日は非公開で行われることとされている(法一九九条六項)。

(3) 効果について

① 開示義務者の出頭・宣誓・陳述義務(法一九九条一項)

↓原則として、債務者の責任財産の全てが開示の対象となる。

② 秘密保護(債務者のプライバシー保護の問題)

ア 財産開示期日に関する事件記録の閲覧・謄写等の請求権者の範囲が制限されており、申立人、債務者・開示義務者、財産開示手続の申立資格を有する債権者に限定されている(法二〇一条)

イ 情報の目的外利用の制限

(法二〇二条)

申立人及び記録を閲覧・謄写したその他の債権者は、財産開示手続等によって得られた情報を「当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために」利用・提供することはできないものとされている。

③ 過料の制裁

↓財産開示制度の実効性を確保するため、開示義務者が正当な理由なく出頭・宣誓・陳述義務に違反した場合や虚偽陳述を行った場合には、三〇万円以下の過料に処すものとされている(法二〇六条一項)。秘密保護を実効化する観点から、右(3)②に違反した場合についても、同様の規定がなされている(法二〇六条二項)。

3 まとめ

以上が、財産開示制度の概要であり、債務者の責任財産を調査する手段が法的に認められたことは大きな前進であるといえる。

しかしながら、違反した場合の

制裁がたったの三〇万円までというのはいかにも軽すぎはしないか。しかも、刑事罰ではなく行政罰だし……(ぶつぶつ)

ま、不平・不満ばかり言っても始まらないし、ないよりはましであることは間違いないと思うので、今後、この制度を活用して、泣き寝入りすることが少しでも減ればと考える次第である。

(あらい のりまさ)



「阪神優勝」は誰のもの

北野 了考

ところで、タイガースが七月下旬にセリーグ史上最速でマジックを点灯させ、誰もが阪神優勝を信じて疑わなくなった頃、「阪神優勝」が誰のものがマスコミに取り上げられていたことを御存知でしょうか。

千葉県で衣料品販売業を営む男性は、平成一三年三月、被服、履物、玩具、運動用具などの商品区

分について「阪神優勝」の四文字のロゴを特許庁に商標登録申請し、翌年二月に登録を受けました。その事実を知ったタイガース球団が、平成一五年四月、その男性に対して商標の譲渡を求めましたが、球団と男性との交渉は結果的に決裂し、同年八月に球団側が特許庁に対し商標の無効審判を申し立てたというものです。

この報道を聞いて、多くの方が、どうして球団以外の何の関係もない(男性はタイガースファンのようですが)者が、「阪神優勝」を商標登録出来るのか疑問に思われたのではないのでしょうか。

2 商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合であって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するものと定義されます(商標法二条)。そして、商標には一般に①出所表示機能(同じ商標を使用する商品が同じ事業者(出所)から提供されていることを表示する機能)②品質保証機能(同じ商標を使用する商品が同じ品質(内容)であることを保証

する機能)③広告機能(商標を使用する商品の宣伝広告の効果を高める機能)、があると説明されています。商標出願が特許庁の審査官によって審査され、登録査定となり、三〇日以内に登録料を納付し、特許庁の商標登録原簿に登録されることで商標権が発生します。商標権者は、指定商品について、登録商標を独占的に使用する権利を持つており(二五条)、登録商標またはこれに類似する商標を同一または類似の指定商品に使用する場合に商標権侵害があるとして(二七条、差し止め(二二六条)、損害賠償(二八条、民法七〇九条)、あるいは、謝罪広告(三九条)を求めることが出来ます。

つまり、千葉県の男性が「阪神優勝」を商標登録したことにより、球団が「阪神優勝」のロゴを関連商品に使えなくなるおそれがあるということなのです。

3 ところで、何でもかんでも商標登録を受けられる訳ではありません。商標登録されるためには、大まかにいうと二つのハードルを越える必要があります。すなわち、出願した商標に顕著性(自他商品

1

平成一五年は日本列島全体?が阪神タイガースの快進撃とリーグ優勝に酔いしれました。



識別機能・自社の商品と他社の商品とを区別できる)がある(三条)ことと、他人の登録商標に類似しないこと(四条)が必要となります。商標法三条、四条などが規定する登録拒絶理由があり、出願人からの意見書等を考慮してもなお当該拒絶理由があると特許庁が判断した場合には、拒絶査定される(一五条)こととなります。

この点、確かに、単に「阪神」という場合には、大阪から神戸に至る地域を意味するものとして、球団とは関係がないともいえます。

ただ、「阪神優勝」と言えば「阪神タイガース」を思い浮かべ、商品が阪神タイガースの取り扱った球団公認の商品であると消費者に誤認混同させる恐れが大きいので、登録拒却事由を定めた四条一項一五号「他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれがある商標」に該当すると考えることができます。また、「阪神優勝」の「阪神」は阪神タイガース球団の略称にあたることすれば、同項八号「他人の著名な略称を含む商標」にも該当すると考えることができます。

なお、この男性は、タオル・ハ

ンカチなどの商品区分についても追加で「阪神優勝」の商標出願をしたようですが、阪神は球団を意味すると取れ、球団の業務に係る商品あるいは何らかの関係のある者の商品であるかのように商品の出所について混同を招くおそれがある(同項一五号)という理由等で拒絶されたようです。また、平成一四年五月に、青森の女性が「巨人優勝」で商標登録の出願をしましたが、「巨人」は特定の球団名とみなされ、無関係の第三者の登録は認められなかったということです。

つまり、そもそも特許庁が「阪神優勝」を商標として認めるべきではなかったということもできるかと思えます。

4 球団が特許庁に申し立てた無効審判については、商標登録を無効とする審決が出て、商品の販売が無効になったり、商品の販売を止めさせたりするものではありません。

そこで、球団が「阪神優勝」のロゴが入った商品を無断で製造・販売する者に対して、製造や販売の差し止めや損害賠償請求を求め

て、別途、裁判所に訴えることは考えられます。これは、不正競争防止法二条一項一号(「商品等主体混同惹起行為」)に基づくもので、球団が登録商標を有しているに関わりません。(脱稿日・平成一五年一月二五日。なお、特許庁は平成一五年一二月末までに球団の請求を認め、商標登録を無効とする審決を出したようです。)

(きたの あきたか)



書の記載内容だが、一般の実務家は、事件処理のつど法律理論を念頭に置き文書を作成しているのではない。

裁判所は、以前は備付けの不動文字で印刷された各種裁判書用紙を最大限利用していたが、多くは前世紀初頭から基本的内容の改善を経ていないカビの生えた伝来物であり、こうして永年の風雪に耐えた文体、書式は、ワープロ、パソコン時代に入っても大切に保存、踏襲されている。

そのため、私の見解では外見上も理論に合わせ保全命令等が氾濫しているのだが、その例示と説明をこの雑文で尽くすことはできない。手続の進め方や裁判の内容は、具体的事案が少々特殊でも、なるべく慣例の型に押し込めるのをよしとする。多くの弁護士は、事務所に水準の高い参考文献を持ち合わせず、持っているもあまり読まない。座右の書は、裁判所慣用の文例に則った書式集や安直な実務マニュアル本である。こういうものに頼って書類を作成、提出しておけば、多少おかしな記載があっても大抵フリーパスで、スムーズに事件を処理することができるから、手っ取り早くてよろしい。事件受付の裁判所書記官は、大概優秀で手続

に精通しているから、少々言いぐさが生意気なこともあるようだが、書き方がおかしいと訂正の仕方を親切に教えてくれ、「はいはい」とこれに従っておく心得が、日頃主体性を標榜する弁護士の間で徹底している。

私は、弁護士になってからも文書の作成には凝り性で、理論と文章にこだわり過ぎる方だが、へそ曲がりだから書式集の類いは使わない。ところが裁判所というのは、自信過剰の融通が利かぬ役所で、私の起案した仮差押申立書が、内容ではなく書き方が方式に合致せずおかしいと、受付の書記官がケチをつけて来た。

法曹経歴五二年、その内裁判官時代三七年の私も、おちたものだ。行きがかりで致し方ないから、「裁判所が事件処理で常用している文例は百も承知だが、理論に適合しないと確信しているから、これに従わなかったのだ。訂正の意思はない。」と突っぱねたが、なんともつまらぬエネルギーの浪費だった。

そんなことで、齢喜寿を過ぎたこのほど、「コンパクト民事保全法」(法律文化社)という概説書を著した。同分野の類書とはだいぶ違った筆運びで、標題どおりの小さい本

だが、理論上、実務上の重要な問題は大概採り上げ、これに対する推論の過程と結論をごまかさず示しているつもりである。私のことだから、随所で近頃の支配的な実務と論説を容赦なく批判、攻撃しているが、他意あつてのことではない。勿論たくさんの人に読んで頂きたいが、売れ行きと成果のほどは、甚だ心許ない。

(とね すみお)



事務局から

小野 和也

の表示価格を総額表示に改め、これを消費税法の条文に規定したことです。なお、義務規定であり、罰則はありません。

消費税は、平成元年から施行され、現在に至っては、消費者に対する店頭価格は本体価格で表示し、消費税はレジにて計算されているのが一般的です。

しかし、なぜ法律に規定してまで総額表示にするのでしょうか。外税方式により、国民自ら税負担を認識することが望ましいと思われま

す。ところが、先日、テレビのある番組で「消費税の店頭価格総額表示の義務化について」の賛否を取ったところ、約八〇%強の方が総額表示に賛成と答えていました。賛成意見として「商品の価格がわかりやすい。」「レジにて5%上乘せされるので計算が面倒。」等がありました。

このようなことから、今回の改正では、最終消費者の負担を希薄にする効果が秘められ、将来の消費税増税への布石ではないでしょうか。

また、将来の少子・高齢社会における税制のあり方のひとつとして、消費税率の引き上げが重要課題となることでしょう。

平成一六年四月一日から消費税の改正が施行されます。今回の改正で注目しておきたい点は、不特定多数の者に販売する課税事業者の店頭で

それでは、改めて当事務局のスタッフの氏名と現在担当している弁護士をご紹介させていただきます。

下の写真右から、

大西敦子 (担当Ⅱ津田禎三)

戸根住夫

藤井秀一 (担当Ⅱ津田尚廣)

宮本真千子 (担当Ⅱ下浦弘章)

小野和也 (担当Ⅱ全般)

津田禎三

津田典子 (担当Ⅱ嶋田修一)

木村和由 (担当Ⅱ新井教正)

原 美樹 (担当Ⅱ北野了考)

今後とも、事務所一同職務に精励いたす所存でございますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(おの かずや)



編 集 後 記

当事務所が主催する第三四回徹真会ゴルフコンペが、平成一五年一〇月二五日 大津カントリークラブ西コースにて開催され、阪本油化株式会社の坂本一成様が優勝、株式会社木村機械技術事務所の木村利雄様がシニア優勝されました。

平成一五年一二月一七日、当事務所が主催する第三六回勉強会が行われ、嶋田修一弁護士「成年後見制度について」というテーマで講演を行いました。本格的な高齢社会が到来する中で、誰もが直面しうる問題に関わるものであり、非常に示唆に富んだ内容の講演でありました。
日ごとに春めいてまいりましたが、皆様には、ご自愛のほどお祈り申し上げます。本号をお届けいたします。

